

【資料 3 - 3】

こども夜間休日オンライン診療体制整備事業業務委託企画提案競技審査票

審査委員氏名： \_\_\_\_\_

●審査項目・配点、評価

審査項目		審査の視点 (配点)	提案者名				
			評価				
			優 れて いる	やや 優 れて いる	普 通	やや 劣 って いる	劣 っ て い る
1	実施体制・事業実施の方向性 (40点)	① 本事業の目的を十分に理解しているか。	5	4	3	2	1
		② 業務目的を達成するための明確な考え方や方針が示されているか。	5	4	3	2	1
		③ 組織体制や人員配置（業務実施に必要な資格・経験を有する者の配置）が十分か。	10	8	6	4	2
		④ 安定したオンライン診療システム及び業務設備を用意できるか。	10	8	6	4	2
		⑤ 事業者として十分な知見・ノウハウを保有しているか。	5	4	3	2	1
		⑥ 過去に同種・類似（オンライン診療業務等）の受託実績があり、十分な成果を上げているか。	5	4	3	2	1
2	事業遂行能力・提案内容の有効性 (40点)	⑦ 業務の実施手順や手法が具体的かつ合理的であり、実効性の高い提案となっているか。	5	4	3	2	1
		⑧ 利用者の使いやすいシステムとなっているか。	5	4	3	2	1
		⑨ 利用者の状況に応じた適切な対応手順や、関係機関との連携体制が具体的に示されているか。	10	8	6	4	2
		⑩ 県内の実施医療機関や協力ドクターに対する支援体制が充実しているか。	5	4	3	2	1
		⑪ 事後検証のための取組が具体的に示されているか。	5	4	3	2	1
		⑫ 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する安全管理措置が適切に講じられているか。	5	4	3	2	1
		⑬ システム障害等、業務遂行上の不測の事態に対する危機管理体制やバックアップ体制が確保されているか。	5	4	3	2	1
3	その他、独自提案等（5点）	⑭ 仕様書の必須要件を超え、本県の地域課題解決（小児医療の偏在解消、保護者の負担軽減等）に強く資する独創的で効果的な提案がなされているか。	5	4	3	2	1
4	適切な経費積算と経費単価の妥当性（5点）	⑮ 本業務の経費積算において、全ての項目・数量が過不足なく網羅され、かつ適切な見積もりに基づき妥当な金額が算定されているか。	5	4	3	2	1
5	賃金水準の向上（5点）	⑰ 別記配点により採点					
6	女性の活躍推進（5点）	⑱ 別記配点により採点					
		(計100点)	／100点				

●意見・コメント等

--

別記

●賃金水準の向上に関する取組への配点

評価項目	設定区分		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上	3.0	最大 5
		2. 00%以上	4.0	
		3. 00%以上	5.0	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	0.5		

●女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3		0.5	
子ども・子育て支援知事表彰 ※3			0.5		
男女協同参画社会づくり表彰			0.5		

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。  
なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。